

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)33377-4649

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 東京労金本店 No 1154163

FAX(03)3299-5367

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

## くもくじ

### ■巻頭言 ■

戦後憲法体制の危機 松枝 佳宏.....2

—大衆の中へ、大衆と共に—  
みなさんの暖かいご支援を訴えます 岡崎 宏美.....3

—市民が主人公の神戸市政の実現めざして—  
新ガイドラインに抗して 坂牛 哲郎.....4

—アメリカ軍事行動に組みこまれる日本—  
大衆路線の復権 若林 煙.....8

—「ポストコロニアル文学」の視点が語るもの—  
社民党に野党になれる気力無しか  
交流し、学び、職場のたたかいを 政権研究班.....12 10

—自治労秋季交流会の基調案(上)—  
『社会通信二〇年』総目次の颁布について  
読者からのおたより.....7 3

『社会通信二〇年』総目次の颁布について  
記念講演『共産党宣言』一五〇年と社会主義の復権  
第二部『社会通信』二〇年と明日の社会主義・労働運動の課題を語る  
第三部 交流会.....16 編集部だより.....7 3

### 「社会通信」の二〇周年記念集会

十一月一日(土)午後一時から五時 場所 東京 全水道会館

記念講演『共産党宣言』一五〇年と社会主義の復権  
第二部『社会通信』二〇年と明日の社会主義・労働運動の課題を語る  
第三部 交流会

NO. 684

一九九七年一〇月二一日号

(一九九七年一〇月二一日発行  
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

# 旬刊社会通信

# 戦後憲法体制の危機

大衆の中へ、大衆と共に

この九月から医療費負担が高齢者で二・五倍の増になつた。さらに自民・社民・さきがけの与党三党は、医療保険制度の抜本的改革で合意しており、一層の負担増を狙つてゐる。介護保険法案、年金改革、児童福祉法改悪など改革という掛け声のもと福祉切り捨てが急速に進んでゐる。ビッグバンと呼ばれた金融改革も、最終的には巨大銀行を軸とした再編成であり、多くの労働者が首を切られた。そして今度は、行政改革で公務員労働者のリストラが厳しくなつてゐる。

橋本内閣発足以来、大合唱された改革の中味が誰の目にも明らかになつてきた。福祉国家の放棄である。労働者にとっては大競争時代の中で、失業、不安定雇用（賃金・労働条件の切り下げ）の増大である。日本の経済発展を支えてきた「日本の経営」が破綻した。その犠牲を働く者に転嫁してのりきろうというのである。

まがりなりにも戦後憲法体制の中で、経済大国を実現し、勤労国民、労働者に譲歩しながら維持してきた支配体制がグローバル化の時代に適応できなくなつた。手厚い保護規制で守られてきた経済・労働構造、所得再配分という悪しき結果の平等を求める社会、政治構造を打ち破らない限り、日本丸は沈没する。改革の大合唱はここにある。戦後憲法体制からの脱皮である。

橋本六大改革とともに、日米安保条約が文字どうり軍事同盟として強化拡大され、日米軍事ガイドライン改定、有事法制化が日程にのぼつてゐる。明文改憲の意図さえ隠さない憲法問題調査委員会設置の動きは、支配者にとって憲法および憲法体制が桎梏と化していることを示している。憲法の危機である。私たち勤労国民・労働者にとって、平和の危機・生活・労働の危機である。その危機を増幅しているのが、悪法小選挙区の下で許した総保守の政治状況であり、労働者、労働組合を軸とした大衆闘争の大幅な後退である。

主要な労働組合の大会が終つたが、九月二三日に決定された日米ガイドライン改定に対する統一闘争の提起はない。労働者の労働基準の最低を保障した労働基準法改悪の動きに対し、労働者、労働組合総結集の呼びかけも小さい。二〇〇〇万人失業の到来といわれている時、その危機意識も希薄である。

しかし、嘆いていても仕方あるまい。労働現場では、首切りを頂点とする人権無視がまかり通つてゐる。現臨時国会、そして予算編成では国民生活破壊の政治が顕著になるであろう。私たち一人ひとりがどう闘うかが求められてゐるのである。

時はちょうど秋季年末闘争の時期であり、大震災の被災地では最大の闘いである神戸市長選挙闘争を迎える。確かに私たちは少数であり、弱い。私たちだけでは、局面打開は難しい。しかし私たちから始めなければならないし、始まつてゐる。自らの方針を確立すべきである。その要点は、「大衆の中へ、大衆と共に」というただ一点につきる。

六月、兵庫ユニオン主催の「労働ホットライン」そして今被災者ユニオンの呼びかけで、公的援助法実現の運動を開いてゐる。また県下では、宍粟のダイオキシンや姫路を軸とした播磨空港など環境問題、多紀の合併問題など、今までにない地域の活動が活発化している。そこで明らかになつてゐることは、大衆は不満をもち、アキラメてはいないことで

季闘争、神戸市長選挙はその一步である。

(松枝  
佳宏)

みなさんの暖かいご支援を訴えます

—市民が主人公の神戸市政の実現めざして—

九年五月一月一七日の阪神・淡路大震災、その日から刻んでちょうど一〇〇〇日目の九年一〇月一二日、神戸市長選挙が告示されます。被災者の生活再建よりも開発を優先する笹山神戸市長を許せません。私たちは、一五〇万人市民の思いと力をを集め、市民が主役の神戸市政をつくろうと市長選挙を開くことを決意しました。あたたかいで支援を訴えます。大震災は昨年末の兵庫県の発表で死者・行方不明六、三九六人、全半壊（焼）二四万七、四八六棟・約四四万五千世帯という甚大なものでした。一見華やかな巨大都市が自然の力にいかにもろいものか、また経済効率第一の開発優先の都市計画がいかに人間を無視し、自然を破壊してきたかを大震災は一挙に暴露しました。しかし、笹山神戸市長からは反省の言葉一片さえ聞くことはありません。震災から一ヶ月後、ガレキに覆われ小学校やテントで避難生活を余儀なくされた市民に発表されたものは神戸空港建設推進でした。

そして二年七ヶ月余の空白なお絶三万戸の仮設住宅があり 復興する幹線道路 大企業ビルのカゲに空地が広がっています。仮設住宅での孤独死は一七〇人を超え、餓死・衰弱死・自殺という報道が絶えません。今年の八月七日仮設住宅で女性の孤独死が発見されました。料金滞納を理由に神戸市水道局は本人に一度も会わず七月三〇日に給水をストップした事実が判明しました。何という仕打ちでしょう。どうしても市長を変え、空港よりも人間優先へ市政を変えなければなりません。

法（「災害被災者等支援法」）の実現をめざす闘いでもあります。また、被災地・神戸の福祉や人権の現状は全国の縮図として典型的にあらわれています。私たちはこのたたかいを、国の政治を告発し、眞の自治・民主主義を神戸から確立するという闘いだと氣概をもつて闘いぬきます。震災直後からいただいた被災地救援の励ましに感謝するとともに、今度は神戸からそれに応えようと考へております。あらためて、全国そして県下のみなさんのあたたかいご支援を訴えます。

連絡先  
新社会党兵庫県本部 神戸市中央区中山手通五一二一三扇都センタービル2F  
TEL 078・361・3613 FAX 078・361・3614  
郵便振替 ○○九三〇一四五五五七八（新社会党兵庫県本部）

## 『社会通信二〇年』総目次の頒布について

- ▼【総目次】冊子はB5・本文6・8部で六〇頁。ワープロ入力から印刷、丁合まで事務局の手作り。記念集会で資料配布します。欠席の方、ご希望があれば送ります。頒価は八百円（含送料）。

▼データーをフロッピーではしい方。MS、DOSのテキストファイル、一・二メガフォーマットで頒布。頒価は六百円（含送料）。

▼切手同封書か郵便振替（〇〇一〇〇一九一五八四三一・社会通信社）で、【総目次】冊子かフロッピーがご希望のもの明記して申し込んで下さい。集会終了後（十一月中旬頃迄に）送ります。

# 新ガイドラインに抗して

坂牛 哲郎

—アメリカ軍事行動に組みこまれる日本—

## ナイ報告、多国籍企業世界展開作戦

ソ連、東欧崩壊後、結集すべきイデオロギーを失った先進資本主義国による世界帝国主義同盟は、三極（アメリカ、EU、日本）に分化する傾向が生まれた。同盟を主導するアメリカは、莫大な双子の赤字（貿易、財政）を抱え、国民経済の衰退を回復できない。日本、ドイツは巨額の黒字を累積させ、三極化の傾向は強まっていた。ブッシュ政権は、石油巨大多国籍企業、メジャーズを支援し、イラクのフセインを短時日で制覇したが、自国の経済危機は深まり、国民の支持を失つていった。これに対して、民主党は巨額の軍事予算を削減し、日本、ドイツに肩がわりさせることを要求し、国民的支持を得た。九三年共和党、ブッシュ政権を倒して大統領についた、民主党クリントンは、アメリカ経済の再建を基本方針として内外政策を決定した。

内政については、情報、自動車産業等の技術革新、徹底した合理化、軍事予算削減、軍縮近代化、外政については、帝国主義同盟の再編成である。その内容は、第二次大戦戦勝国により構成されている国連安保常任理事会（アメリカ、イギリス、フランス、ソ連、中国）に日本、ドイツを参加させ、アメリカを中心とする各帝国主義国家の経済権益、多国籍企業展開の共同防衛である。アメリカはこのことにより、日本に対し、国連分担金増額、在日米軍駐留費全額負担、ODA予算増額、海外派兵を義務づけることが可能になる。日本は懸案の安保常任理事国になることにより、小沢一郎のいう「普通の国」として、世界帝国主義同盟の一員として、日本多国籍企業の世界進出の保証を得ることになる。

このような政治的背景のもとに、九三年九月、クリントン政権は「アメリカ戦略構造の徹底見直し」（ボトムアップ、レビュー）を発表し、九五年二月、「地域に関する安全保証状況の概観と米国防戦略」を決定する。これがクリントン政権の世界戦略の決定版であり、原案を取りまとめた国防次官補、ジョセフ・ナイの名前を取り、「ナイ報告」として著名である。アメリカは「ソ連封じこめ作戦」から「多国籍企業、世界展開作戦」に転換したのである。

## 安保再定義、日米共同声明

クリントンは、この戦略が決定されると、ただちに「日米安保関係報告書」を議会に提出した。これは「ナイ報告」の一部、「東アジア、太平洋戦略」と同一内容であり、アメリカ世界戦略の根幹をなすものは、「日米安保条約」であることを示すものである。アメリカは、「日米安保関係報告書」にもとづき、具体案を「日米安保協議会」に提出、玉沢防衛庁長官はこれを受諾、十一月末、村山内閣は「新防衛計画大綱」を決定した。この間の経過は、アメリカ軍事方針が、いかに迅速に日本の軍事方針となるか、余すところなく伝えてくれる。

この間、九五年九月、沖縄少女暴行事件が発生している。沖縄県民の憤激は高まり、政府は、譲歩するかのような擬態のもと、着々と沖縄の永久基地化をすすめていたのである。九六年四月発表された「橋本、クリントン、日米安保共同宣言」は、このような経過のもとに決定された「日米新軍事条約」である。国会審議も経ない「宣言」の形で発表された。

「新軍事条約」は明らかに、安保条約の枠をはみ出し憲法違反の条約である。

アメリカはこの「宣言」より、在日米軍基地を、アメリカの全世界にまたがるグローバル基地とし、日本の自衛隊を、アメリカ軍の後方支援部隊とすることに成功した。日本はアメリカ主導の世界帝国主義再編に参加し、自衛隊をアメリカ軍の一部とすることにより、日本多国籍企業の世界展開の保障を得たのである。

### 国会審議抜きの「新ガイドライン」

「日米安保共同宣言」により、日米軍事同盟は新しい段階に入った。日本防衛を主眼として結ばれたはずの「安保条約」が「二一世紀にむけてのアジア太平洋の平和と安全のための同盟関係」と再定義され、そのため、日米両国は「ガイドライン見直し」に合意したのである。見直し作業は、日米安保協議委員会（日本Ⅱ外相、防衛庁長官、アメリカⅡ国務長官、国防長官）の実務機構、日米防衛協力小委（SDC）で行われ、九六年九月、第一次中間報告、九七年六月、第二次中間報告が公表され、九七年九月二三日最終報告が発表された。

今次、「ガイドライン見直し」の最大問題は、日本の運命を決定するこの重大な問題が、国会審議の場から外されて、前述のように日米実務レベルで、事実上決定されるという、手続き上の憲法違反である。六月中旬、通常国会、会期末に中間報告が報告されたが、決定権は国会にないため、衆院安保委、参院外務委で簡単な質疑で終わり、問題の焦点、本質が明らかにされないまま終わった。中国政府の反発と、社民党の異議からあたかも台湾海峡問題が、今次ガイドラインの焦点のように報道されたが、問題のすりかえも甚だしい。池田外相は六月中旬、衆参前記委員会で次のように答弁している。

「今次ガイドラインは、安保条約に必ずしも直接の根拠をもつわけではない。グローバルな、リージョナルな協力体制も包含している」。「日米安保条約第六条で規定されている施設、区域の使用以外の各種協力体制も検討する」。

現行安保条約に根拠をもたない「指針」が、実務レベルで決定されるということは、法治国の否定につながる重大問題ではないのか。これに対する各党の追及の弱さは、日本の将来にとつての大きな危惧である。

### アメリカの軍事行動に組みこまれる日本

九月二三日発表の「新ガイドライン」は①平素からの協力、②日本に対する武力攻撃への対処行動、③日本周辺有事の三項目からなる。①と②は、現行安保条約、七八年ガイドラインにもりこまれている、日本が武力攻撃された場合の対処方針である。ソ連崩壊後、この危惧は少なくなつたとして、「新ガイドライン」は、現行安保条約の枠をはみでた、

③周辺有事、のために作成されたものであり、ここにほんどのペースがさかれている。その内容は、今までの「日本有事」ではなく、「周辺有事、つまりアメリカが日本周辺で軍事行動に出た場合、日本の自衛隊はもちろん、官民動員して、アメリカ軍事行動に参加する」というものである。

第一の問題は、従来、政府が採ってきた、「専守防衛」「個別の自衛権」から、憲法違反の「集団的自衛権」に大きく足を踏み出したことである。憲法第九条により、「日本は軍隊による個別的自衛権も放棄した」とは、憲法学界の通説である。しかし、歴代自民党政

権は、自衛隊の任務を「専守防衛」に限定し、合憲としてきた。しかるに「新ガイドライン」では、自ら設定したこの限界をも踏みこえて「集団的自衛権容認」に転換したのである。明らかに日本国憲法に違反する内容である。これに対しても、自衛隊内部からも、「憲法違反はもうはつきりしてきたのだから、正々堂々と改憲すべきだ」との声が上がっている（毎日・九月二四日）。「専守防衛」「個別的自衛権」とは、「日本が武力攻撃を受けたとき、これと闘う自衛権がある」ということであるが、集団的自衛権とは「同盟国が軍事行動を採る場合、これと闘う義務と権利がある」とするものであり、憲法第九条に違反することは、あまりにも明らかなのである。

### 日本参戦の地域、行動内容

第二は、周辺有事（事態）の周辺について「地理的なものでなく事態の性質に着目したものである」と記している。これは問題となつた「台湾地域」をぽかそくとした表現であるが、地理的には無限定であり、アメリカ大統領の判断により「有事」と見なされれば、世界中どこにでも軍事行動を開拓し、日本がその行動に組み入れられることになる。九月二四日「毎日新聞」は、朝鮮有事を想定した地図を記載しているが、キヤンペル米国防省次官補は、「朝鮮有事の恐れがなくなつても、沖縄海兵隊を削減することはない」と明言しているとおり、朝鮮有事は口実にすぎない。アジア太平洋、イラン、イラクを視野に入れた、グローバル地域と、アメリカは考へていている。

第三に、日本の軍事行動の内容である。「新ガイドライン」は、①主体的行動＝避難民救援、捜索、非戦闘員退避、経済制裁、②米軍活動支援＝民間空港、港湾使用、自治体、民間能力活用後方支援、③運用面＝日米協力、包括的調整メカニズム、共同作戦計画、日米共同調整所設置等をあげている。

掃海艇による機雷掃海、武器弾薬輸送船舶臨検等、どの項目を取つても、軍事行動そのものである。後方支援としての官民施設、能力の活用は、官民の動員計画、日本本土基地化、相手国による爆撃の誘発等、恐るべき事態を産み出す。共同作戦、調整所設置とは、平時から、アメリカ軍司令官を頂点とする指揮権、作戦系統の確立、整備である。全世界を対象にしたアメリカの戦争に対し、日本の自動参戦体制の大枠を取りきめたのが、この新ガイドラインである。

### 有事立法のたたかい

日米両国は、「新ガイドライン」にもとづきただちに、「周辺事態」での軍事作戦計画（相互協力計画）の作成に入り、その遂行に必要な関係法律を整備し、次期国会に提出することになる。「新ガイドライン」は「新しい日米関係のはじまりであり、問題はこれらである」と、二四日橋本総理、村岡官房長官が記者発表している。

自衛隊法の改正、民間施設、自治体動員計画と一連の関係法規改訂、新立法は膨大なものになるであろう。戦時において、国民の諸権利、財産権等を侵害する諸法律を、総称して、「有事立法」と称しているのである。第二次大戦中、日本は「国家総動員法」を制定し、戦争遂行のため、国民の基本的人権、財産権を根こそぎ動員したことは記憶に新しい。大枠は「日米安保再定義、共同宣言」、「新ガイドライン」で決定されているが、その具体的展開のための法律制定、整備は国会の場に移される。新社会党を中心とする労働者、勤

労国民のたたかいはこれからである。

## 改憲阻止、新社会党の決起

集団的自衛権はどのように取り繕つても違憲であることは疑いない。アメリカや、ヨーロッパのように、憲法裁判所が正常に機能していれば、ただちに違憲判定が下されることは明白である。日本の最高裁は憲法審査権がありながら、最高裁判事が総理大臣によつて任命され正常な機能を發揮していないため、このような無法がまかり通つているのである。

それにもしても近代国家で、このような無法がいつまでも、内外に通用するわけがない。新ガイドライン実施のため、今後国会で有事立法の審議が進めば進むほど、違憲の事実が明らかになり、これに対応して、成文改憲の動向は強まってくるであろう。

自衛隊内部からすら「正々堂々と第九条を改憲すべし」との声が上がつてゐるようだ。政府、財界も正面から改憲したいのは、やまやまである。それをしないで、三百代言的詭弁をろうしてゐるのは、第九条に対する国民の反応である。九〇年湾岸戦争を転機にして、改憲派は、護憲派を上まわつてきたが、第九条のみに關しての調査は、最近ますます護憲派が上昇し、三大紙調査では、九条支持率は、いづれ六〇～七〇%を超えて、特に女性の支持率は高い。国民は敏感に現在の危機を自覚しはじめてゐるのである。

憲法制定以来五〇年、自民党は、「自主憲法制定」を党の基本方針としてきた。鳩山、中曾根はその具体化を計つたが、国民世論の抵抗を受けて挫折した。しかし改憲のための、「憲法調査常任委員会」設置を求める議員が衆院の過半数を超え、運動を展開してゐる事態は、今回がはじめてである。しかも、見落としてはならないことは「日本の国連安保常任理事国入り」は、前述のように、はじめて、アメリカの承認と支持のもとにすすめられてゐることである。小沢一郎、平岩前経団連会長のいう「普通の国」となり、各帝国主義国家と同様に、海外派兵に参加するためには、改憲は至上課題である。

敵は、第九条支持の国民意識を転換させるため、マスコミをはじめ、あらゆる手段を講ずるであろう。新ガイドライン、有事立法のたたかいで敗退するようなことがあれば、国民意識は急速に崩れてくるであろう。そのとき敵は、正面から堂々と、成文改憲に乗り出すことになる。

今必要なことは、新ガイドラインの暴露、本質解明と具体的な抗議行動、集会を全国各地で組織することである。総評、社会党なきあと、この大衆宣伝抗議行動を組織する中心がない。連合中央は動かない。いまこそ新社会党員は全国の職場、地域でただちに決起すべきときである。このたたかいは、党の運命をも左右する。

## ◇ 編集部だより ◇

▽今事務局は、「通信二〇周年記念集会」の準備に大童（おおわらわ）です。『総目次』も印刷にとりかかりました。ぜひご出席下さい。

▽当日、記念講演をしてくださる伊藤誠先生は十一月一日の一週間ほど前に、理論経済学界で「『共産党宣言』一五〇年」で報告されるとか。私どもが考えたテーマと学界の問題意識が同じだったとは。たのしみです。

▽連合第五会大会を取材しました。ジャーナリズムでは政党支持と会長選挙に焦点が当たっていますが、本当の論議は労働法制の規制緩和と行革との闘いの方でした。

# 大衆路線の復権

—「ポストコロニアル文学」の視点が語るもの—

昨年の又吉栄喜に続いて今年も沖縄の作家目取真（めとるま）俊が芥川賞を受賞した。沖縄の文学の連續芥川賞受賞に戸惑いを隠さない本土の関係者が少なくないという。そしてこの事実を「中央の現代文化の衰弱に対する周辺の土着文化の復権」という図式で説明しようとする人もいるが、それだけで収まるだろうかという疑問を呈しているのが、朝日新聞学芸部記者小山内伸である。彼は八月二九日の同紙コラム「私の見方」に、「沖縄文學と括られたくない。土着的なものに頼らず、普遍的な文學をめざしたい」という目取真の言葉を引用しながら、「目取真さんの受賞に象徴される沖縄文学の活性化は、ポストコロニアル（脱植民地的）文学が日本にも出現したのではないかと考える」と書いている。

## 沖縄文学と芥川賞

ポストコロニアル文学は世界の文学界で八〇年代から活発になってきた旧植民地出身の作家の活動から生まれた新潮流である。小山内によれば、ノーベル文学賞の候補にはカリブ海に浮かぶ西インド諸島出身のナイボールをはじめ旧植民地出身の作家とその作品が目白押しており、最近話題のアカデミー賞映画「イングリッシュ・ペイシエント」も原作者オンダー・チエは英國に留学したセイロン（現スリランカ）出身のカナダ人である。彼らに共通しているのは何であろうか。簡単に言えば彼らは、植民地主義の宗主国だった西欧を中心とするものの見方と考え方を拒否し、植民地支配をしていた側を支配を強いられていた側の視点から捉えようと試みている作家たちなのである。

沖縄は日本一つの県であり、植民地だったと言い切るのは言い過ぎかも知れないが、琉球処分以来沖縄が日本帝国主義の成長発展過程で全県的に「皇民化」を強いられ、固有文化を萎縮させる標準語の使用が強制されたことは、歴史的事実として沖縄の現代の背景に厳然としているし、とりわけ先の戦争では日本がもつと早く敗戦を認めて降伏していれば沖縄戦は原爆投下と共に免れ得たはずだったのに、「國体護持」という名の下に天皇制維持の保証を降伏条件にしようとした本土支配階級の決断の遅れが沖縄県民に悲惨極まりない犠牲を強いたことは動かすことのできない歴史の事実である。

最近明らかにされたところだが、昭和天皇は天皇制がアメリカによって保証された直後の一九四七年九月アメリカに沖縄の米軍統治を「希望する」というメッセージを送つており、さらに一九五二年には日本の独立回復の犠牲として沖縄の施政権がアメリカに譲り渡され、巨大な米軍基地が今も存続しているだけでなく、最近では地方分権推進委員会が地方分権とは逆に基地用地の確保のために地方自治の原則を破る自治権剥奪を勧告している。この事実を見れば、沖縄が植民地支配を強いられてきた歴史が今に続いているのは明らかである。その沖縄から日本のポストコロニアル文学が生まれることに不思議はないと思う。

その作品は琉球の方言ではなく、土着文化を去勢してきた標準語で書かれている。外国のポストコロニアル文学が旧宗主国の言語で書かれているのと同じだ。しかし、外国のポストコロニアル作家が作品に土着文化のものの見方と考え方を織り込んでいるのと同じ

ように、又吉も目取真も標準語の文章表現の中に方言を生かすことに心を砕いている。それには方言の復権ということもあるが、本土の文化に対する土着文化の存在と価値の主張には避けられないことかも知れないし、植民地の被支配人民の眼から旧宗主国文化を捉えるポストコロニアル文学の宿命かも知れない。見方によつては、現代沖縄文学にとつてそれは「土着の普遍化」とも言えようが、沖縄の現代作家は気負いなく土着的なものを自然に描くことによって西欧文化に傾き続けてきた本土の現代文化に一石を投するのに成功しているように思う。

### 沖縄—過去と現在

かつて沖縄復帰運動が全国に拡がっていた頃、鹿児島県教組が「沖縄で教える」というテーゼを打ち出し、沖縄を知ることで本土の姿を学ぶことを提起したことを記憶している人は多いと思う。それは沖縄問題を捉える視点を沖縄の人々とその歴史に置くことによつて、本土と沖縄との関係を帝国主義に支配される側と支配する側との関係に置き換えて見るという視点の転換を提起していた。

その発想はどこから出たものだったであろうか。当時労働運動は組合員と労働者大衆を基盤とする大衆路線に立つていた。労働運動は帝国主義下の被支配階級として植民地支配と闘うすべての人民に共感し、共闘するのが当然のことだつた。言葉を換えて言えば、沖縄闘争の全国的盛り上がりを支えていたのは大衆路線だつた。しかし、高度成長時代に経済第一主義の跋扈（ばっこ）に対応を誤った労働組合は企業の成長競争に取り込まれ、組合幹部が企業幹部とゴルフを楽しむという風潮が拡がり、労働運動から大衆を基盤とする大衆学習・大衆討論が姿を消し、春闘は過去のものになり、平和闘争から労働組合の赤旗が消えて行つた。

この潮流に拍車を掛けたのがソ連の社会主義の崩壊とそれに続いた市場経済のグローバル化だつた。市場経済のグローバル化は国内的にも国際的にもあらゆる面で競争の激化を煽り、弱肉強食が日常化し、国内でも国家間でも貧富の格差が拡がり、弱者を犠牲にするさまざまな犯罪までが増加するに至つている。

ポストコロニアル文学という新しい潮流の誕生、そして沖縄の文学の活性化はこのような社会的背景を抜きに考えることはできないと思う。

### 社会主義の第三期

ポストコロニアル文学の特徴はその視点の置場にある。私は別のところでサミール・アミンの「第三期社会主義」という考え方を紹介したことがある。マルクス・エンゲルスの共産党宣言からロシア十月大革命までが第一期、ソ連邦誕生からその崩壊までが第二期、そして社会主義は今第三期に入つたと彼は考へてゐるのである。彼によれば、ソ連崩壊の最大の原因は大衆路線を逸脱したテクノクラートの誤りである。

そして第三期社会主義は現代資本主義がもたらしている階級格差の新たな拡大に反発する大衆の闘争の中から構築されるはずだと予言してゐる。言い換えれば、第三期社会主義は大衆路線の再構築から始まらねばならないと言うのである。アミンという名前を聞いただけで、フフレンと云う人もいると思う。しかし、冷戦の中でアメリカ帝国主義がどのようく新植民地主義を発展させてきたかを分析したアミンの視点の置場に注目したいと思

う。彼は体制側にではなく、新植民地支配下の新興国とそこに捉えられて新植民地主義の矛盾に苦しむ大衆の視点に立っているのである。

ポストコロニアル文学が八〇年代から活発になり、その作品が映画化されてアカデミー賞を取るまでになつてることは、沖縄の若い作家が相次いで芥川賞を受賞していることとあわせて、労働運動についても視点の置き方について重要な問題を示唆していると思うのは筆者だけであろうか。

（若林 熊）

## 社民党に野党になれる気力無しか

### 臨時国会と各党派の動向

論戦の始まつた臨時国会は、各党間の駆け引きが先行して泥仕合の様相を呈しており、期待される国民の側に立つ審議や論争にはなりそうにはない。国民の大勢も政治・政党不信を超えて無気力感が強く、マスコミ多数派の無責任な世論操作に身をまかせているという状況である。

国会の勢力関係は、野党・新進党からの離脱者によつて自民党が衆院五〇〇議席のうち半分の二五〇を占めることができてゐる。野党第一党の新進党は一二九議席で、自民党の約半分である。民主党五一、共産党二六、社民党一五と続いてゐる。羽田・太陽党は一〇で、さきがけは二である。社民党とさきがけは相変わらず与党になつて「自民政治」を支える「補完政党」となつてゐる。

まず新進党だが、飽きもせず党内ががたがたしてゐる。臨時国会には民主、太陽と組んでめずらしく「野党共闘」ができた。共闘のテーマは自民党幹部に多額の金をバラまいた石油卸商・泉井純一被告を国会に証人喚問することを要求することである。泉井氏は現在「脱税、贈賄、詐欺罪」で公判中であるが、九月八日記者会見して、金を渡した自民党幹部の名前を明らかにした。いわゆるバクロ戦術である。

まず山崎拓・政調会長に対しても九一年十月から九五年八月までの間に二億七千八百六十万円を献金した。このうち二億円は故渡辺美智雄・元副総理あてだつたと発言してゐる。このほか森喜朗総務会長、小渕恵三・外相（元副総裁）等四人にも資金提供したと述べてゐる。（森、小渕両氏に各五百萬円、林義郎元蔵相に百万円提供したという）。このほかにも、旧渡辺・中曾根派の若手議員十二・十八人に対しても「車代」名目で毎回合計三百万円から三百五十万円の金を出したという。これらの献金は政治資金収支報告書に記載されてないことから、事実とすれば政治資金規制法違反であるが、三年の時効は過ぎてゐる。

野党としては、金権体质のひどい政府・自民党を追及するのは当たり前のことであり、企業・団体献金の全面禁止に向けて頑張るべきである。一方自民党側は泉井氏を証人とすることに反対理由にしてゐるのは、新進党が保・保連合のために、これに反対した自・社・さ派幹部の再選直前のバクロ戦術であり謀略だとある。これを仕掛けたのは「小沢側近の〇〇氏と民主党の〇〇氏だ」とまさに泥仕合となつてゐる。

野党共闘は、現在のところ「泉井喚問が決まらない限り、全委員会の実質審議には応じない」という強い方針をたててゐる。しかし一寸先が闇の政治の社会のことだけに、新たに何かが飛び出せば局面が変わる可能性もある。社民党は与党ということですでに、自・

社・さで「与党政治改革協議会」を設置して、汚職の有罪が確定した国會議員の公職就任や立候補の制限、企業・団体献金の禁止措置などについて検討することになつて、国会の現場から逃げたという感じだ。

この「改革協」は十月三日から会合を開始しているが、佐藤孝行入閣問題でマスコミ世論におされて新たに出てきた政治倫理について、社民党の土井党首からの申し出により自・社・さの連立与党の党首会談を開き決定したものである。その「政治倫理に関する与党合意文書」は、社民の顔を少したてながら、しかしどうするのかはつきりしない、いわゆる玉虫色の文章となつてゐる。要点は次の通りである。

- ①「与党三党は、国民の政治に対する信頼を回復し、清潔で活力ある政治を求める国民の期待にこたえるために：真剣に努力することを確認した。」
- ②「汚職事件で有罪判決が確定した議員の公職就任のあり方、及び立候補制限について、法制面を含め検討を開始し、今国会中に結論を得る。」
- ③政治倫理を守るために「さまざまな具体策について三党で検討を行う。」

④企業・団体献金、個人献金については、現行の実施状況を十分に見極め、入念な検討を加え今国会中の合意に努力する。

⑤国会改革と議員立法の活性化について国会の論議を行い、その具体化に努める。

⑥三党幹事長を含めた「政治改革協議会」を設立し検討、その結果を臨時国会中に三党首会談に報告する。

この合意文書は、いろいろと解釈できるようになつており、消極派（自民・さ）にすれば努力目標だといえる。社民党の土井党首にしても、一致しないことがわかつていても、立て前だけは明確にしようという態度と見える。企業献金全面禁止の前倒しを社民側は強く求めたといわれているが、現実は拡大の方向にある。自民党をはじめ保守の政党が企業献金を止めるわけはない。

例えば、出す側の代表、財界の中心の経団連評議員会副議長の関本忠弘氏は、「議会政治だから、多数を占めて市場経済を擁護する自民党などの政治勢力が必要だ。個人献金と公的助成で済めばいいが、お金がなければある程度のことはやらないといけない。ただクリーンで無駄がないことが大事だ」といつてゐる（東京新聞・九月二十日）。関本氏は、来年五月改選の経団連会長候補の有力な一人であるといふ。

問題はこれだけ企業献金禁止を天下に公約した土井党首の立場である。実現しなかつたとき、そして与党離脱もできなかつたときどうするのか。いよいよ土井人気と社民支持率は完全に地に墜ちることにならう。

### 社民党は与党から離脱できるか

社民党と自・さとの三党与党路線は今後どうなるのか。自民党の側はどう見てゐるのか。

橋龍政治の指南役といわれる元吉田茂首相の秘書官、元佐藤栄作首相のブレーンでもあつた、松野頼三元代議士は次のように述べてゐる。「気になるのは三派連合です。衆参合わせて五人しかいない『さきがけ』と、衆議院わずか十五人と参議院に三十三人いる社民党。問題は、「自・社・さ」という、この盲腸みたいなものをいつまで置いておかなきやいかんのか。うつかりすると、膿（うみ）が出て盲腸炎が命取りになりはしないか」「これは必ず盲腸炎を起こします。いやすでに化膿の時期を迎えてゐる。政策面でも『自民党

単独政権と言いながら、自・社・さで決めているじゃないか、何だ』という不満が自民党内にあります。総務会や政調会に不満が充満している。苦労は自民党がしながら、功績は『自・社・さ』かとまるで無銭飲食だと。」（月刊誌『宝石』十月号）。松野氏はタカ派であり、保・保連合を考えているらしいが、それにしても社民党は軽く見られたものである。松野氏は「自・社・さ」路線の切り換えを行えば「大橋本龍太郎」になれると言ふ放言してはばかりない。

「社民党は与党から離脱せよ」という声がだんだん党内外から強くなっている。党内下部組織からと連合幹部からと、新進、民主などの野党からもである。しかし社民党的伊藤幹事長、及川政審会長、上原副党首などの大幹部にはさらさらその気はない、といつても過言ではないようだ。与党というぬるま湯でぬくぬくとしている方が気分がよいからである。社民幹部は佐藤孝行問題でも、自民党幹部との本人佐藤氏も含めて料理屋で談合していたと、マスコミにバクロされている。率直にいって社民党総体としては、野党になれる気力も考えも消えているといえる。政府・自民党も来春の予算成立までは社民党を少なくとも追い出すことはないであろう。

（政権研究班）

## 交流し、学び、職場のたたかいを

### —自治労秋季交流会の基調案（上）—

#### 一、はじめに

自治体労働者党員協議会は、昨年九月の秋季交流会の取り組みを総括するなかから今年一月一八日に結成されました。それから三月二〇日に春季交流会を開催、この交流会で交流した「分権・行革・合理化」「人事管理と賃金」「地域共闘」の三分科会討議にこだわりながら役員会を続けてきました。この交流会でもこの三分科会で討議の深化をはかりながら、多くの課題を明らかにし、職場での実践に生かしていくことが問われています。党員協結成時にも強調したように、党員協運動は労組対策ではなく、一人ひとりの党員が自治体職場や地域の仲間に呼びかけ、たたかいを組織していくことに重点をおいています。

情勢は急ピッチで展開しています。憲法改悪にむけた「憲法制度調査会」の国会での設置、大競争時代の反映として能力主義（成績主義）賃金の導入と地方分権にともなう自治体間の競争（国基準の廃止）です。能力主義賃金は職場の団結をさらに突き崩します。地方分権による自治体間競争は産別自治労の統一闘争をさらに突き崩します。まさに「前列腺タリアは階級へ、したがってまた政党へ組織されるが、それは労働者自身のあいだの競争によって、常にくりかえし破壊される」（共産党宣言・マルクス）という現実のなかで、私たちが重視するのは「工業の進歩（資本主義的合理化）は、競争にもとづく労働者の孤立化の代わりに結合による労働者の革命的団結を作り出す」（同）ことです。私たちの活動は、自治体職場の正規、非正規を問わない団結づくり、自治体をこえた地域での団結づくりです。雇用構造の変化により企業内正規・本工労働運動の基盤が崩壊している現実から運動の足場を非正規職員や地域ユニオンにおいていくことも必要です。

これまでの活動を兵庫のもとだけにとどめず、現在準備がすすんでいる全国自治労ネット（仮称）の結成に結びつけていく方向で「交流し、学び、職場のたたかいを」をスローガンに、秋季交流会を開催します。

## 二、自治体再編の本質と動向、とりわけ地方分権について

八〇年代の行革攻撃には、財政再建のための合理化という側面とともに総評・社会党ブロックを解体していく戦略が色濃くありました。この認識のもとに私達は反行革闘争を産別闘争としてたたかってきましたが、総評解散・連合結成や小選挙区制導入・社会党解体という事態として臨調・行革は具体化してきました。資本主義と社会主義の体制間矛盾としての国际情勢として分析してきた八〇年代とは異なり、八九年の社会主義崩壊により九〇年代は帝国主義間の市場の再分割や旧社会主義国の中場の争奪などをめぐる「大競争」の国际情勢に移り変わりました。このような情勢のなかで日本資本主義が国内外に国家権力を行使できる体制を強化していくことが至上命題となっています。この観点からつまり日本資本主義が国际社会で帝国主義として強い力をもつためには、国内外で搾取強化できる条件づくりから地方分権、規制緩和、地方行革などの方向性が打ち出されています。

自治体再編の焦点となっている地方分権については地方分権推進委員会の諸井委員長（日経連副会長）が「地方分権事始め」（田島義行著、岩波新書）で「民間に自己責任でせざる、地方にも基準をつくつて任せればいい。それで手をすかして本来の仕事をすればいい、そういう動きがまったく見えないのが不満だ」と分権の意味を語っています。国の行政を民間と地方に任せる、手がすいた国は資本が海外で搾取や支配を強めていくような軍事力、外交、貿易などに力を入れていくと宣言しています。地方分権とは、地方自治の拡充ではなく帝国主義としての日本資本主義を強化していくための手段にすぎないという点に本質があるといえます。

昨年一〇月の総選挙により自民、新進、民主で四四七議席（選挙直後）という総保守政治の色合いを一段と濃くしました。改憲を隠していない民主党の状況を考えると、改憲可能な政治情況を許したこととなりました。選挙後の特別国会では橋本政権では、行革断行への実務内閣により、首相直属の省庁再編などを目的に「行政改革会議」が設置されました。

また、第二次橋本内閣は、ひきつづき行政改革、財政改革、金融改革、経済改革、社会保障改革、教育改革という六大改革に取り組むことを明らかにしています。このような政策動向のなか、昨年一一月二二日に自治省は「地方行革推進本部」を設置して、九四年度行政リストラ指針に新たな方向性を策定しようとしています。また、地方分権推進委員会は、今年七月八日に第二次勧告を政府に提出したが、自治労の求める財源の移譲については極めて不充分な内容であり、その反面で地方行革や市町村合併に力を入れたものとなっています。また今年九月二日の第三次勧告では国費職員の国一元化や駐留軍用地特別措置法問題では、極めて反動的な方向が打ち出されています。勧告のたびに国家権力強化の色彩が強まっています。このような情勢のなかで、党員協の課題を考えていきましょう。

### 三、地方分権第二次勧告と必置規制の全廃について

第二次勧告には、国と地方の新しい役割分担、必置規制の見直し、税・財源の見直しと移譲、県と市町村の関係、「地方行革と市町村合併」などの内容が盛り込まれました。しかし、第一次勧告で機関委任事務を自治事務と法定受託事務に区分した「原則自治事務」としましたが、第二次勧告では狭い分野のみとされました。また、税財源の部分も積極的

に踏み込んだ内容とはなっていません。ここでは、必置規制や市町村合併について考えてみたいと思います。

第一に必置規制についてですが、勧告では見直し（緩和）となっていますが、自治労の立場は全廃するというものです。必置規制とは、地方公共団体における組織や職の設置に関する、国による義務付けのすべてを意味しています。例えば、保健所などの行政機関、保育所などの施設とそこで働く職員配置の基準なども含まれています。自治労地方分権対策室では、必置規制の全廃にともない各地方自治体で「自治体憲章」を創設していくとしています。すでに社会福祉評議会のなかでは、保育所などの職員配置の国基準についても大都市、中都市、市町村の規模に応じた基準にしていくべきだという提案が暗にされています。この「自治体憲章」も自治労が単組・職場に組織された團結力があれば、実現できるでしょうが、合理化で長時間残業が強いられ組合運動どころではない町職では「自治体憲章」創設どころではありません。職員配置の国基準を全廃・緩和することで労働条件がどうなるのかは明らかです。これまで、良くも悪くも国基準にもとづいて、全国的な統一闘争を開拓してきたはずですが、必置規制を全廃することは、一段と統一闘争という闘いの方をできなくしていくことになります。

第二にこれまでも地方分権では市町村合併が必然的におこなわれていくと指摘してきましたが、第二次勧告の第六章「地方公共団体の行政体制の整備・確立」のⅢ市町村合併と広域行政の推進では「今まで以上に積極的に自主的な市町村合併を推進する」としたうえで、県による市町村合併のパターンの提示、国による財政上の支援の検討など「自主的」とはいえない強制合併とも思える内容になっています。

自治労も合併による組織拡大のメリットなどを公言している始末です。今年五月一四日に社会経済生産性本部が「国民を豊かにする財政再建提言」で、六月一一日に民間政治臨調（政治改革推進協議会）が「地方分権改革と行財政改革の今後のあり方に関する緊急提言」で地方分権に物申しています。社会経済生産性本部とは文字通り「生産性」「合理化」を推進する資本の組織です。この両提言では、より前者の方が本音を述べています。市町村は二〇〇台まで合併、地方税法は課税の自主権を確立、地方交付税の見直しなどの三点を通じて自治体間に競争原理を導入していくとしています。自治体が生き残るために低い地方税で高いサービスを提供すること・労働条件を引き下げるなどが課題になつてきます。市町村合併で同規模の自治体づくり、そして競争で労働条件の改悪となつてきます。結果として地方分権は自治体再編と地方行政リストラに直結しているといわざるを得ません。

#### 四、財政構造改革と地方行革の新たな展開

省庁再編のために橋本首相直属の「行政改革会議」が設置される少し前の一一月二二日には自治省は事務次官を長とする「地方行革推進本部」を設置しました。省庁再編を前に自治省の存在をアピールする狙いもあつたと思いますが、九四年一〇月七日の地方行政リストラ指針による行革大綱が策定され実行段階にあることを踏まえて、地方行革の一層の推進の構えです。この設置で自治労は自治省交渉をしましたが、地方行革反対という立場にはなりえています。推進本部は、①地方行革の機運の醸成（あらゆる会議で徹底）、②地方行革への助言（ヒヤリング、モデル事例、アドバイザーの斡旋など人材派遣）、③地方行革の評価（ラス定員モデル、住民の視点と評価など競争と監視）、④人材の育成（自

治大学、市町村研修での公務能力の強化・拡大)、⑤広域行政体制(合併、連合の促進、アドバイザー派遣、都道府県ヒヤリング、広域の推進)の取り組み方向を打ち出しています。まさに際限ない地方行政リストラといえます。

また、今年一月に発足した財政構造改革会議は三月一八日に五原則を明らかにしました。  
①財政構造改革の達成時期を二〇〇三年、②今世紀中の三年間を「集中改革期間」と位置づけ、主要経費については具体的な量的縮減目標を定める、③九八年度予算は一般会計の伸びを対前年度比マイナスに抑制する、④公共投資基本計画などあらゆる長期計画の縮減を行い歳出を伴う新たな長期計画は作成しない、⑤財政赤字を含めた国民負担率(国民所得に占める租税と社会保障の割合)を五〇%未満とするというものです。

この五原則にもとづき財政構造改革会議は六月三日に「推進方策」を提言しました。この方策でも公共投資やウルグアイ・ラウンド対策費などについては抜本的な改革や解決策が示されなかつた反面、福祉、医療、教育、生活関連のインフラ整備では国民負担の転嫁のみが示されています。そのために地方行革の一層の推進が強調されるとともに「市町村の合併について集中改革期間中に実行ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある」と市町村合併の推進を強調しています。

今年七月八日に出された地方分権推進委員会第二次勧告では、財政構造改革の推進方策を意識してか、急拠第六章に「地方公共団体の行政体制の整備・確立」が盛り込まれたと見られています。このことは、地方分権の推進という観点からすると、奇異な内容といえます。財政再建のための行財政改革を国の関与によって図るという観点は地方分権にはないまないものです。そのなかで自治体は①現行の行革大綱の改定・充実、②年度行革実行計画の策定公表、③実施計画目標の数値化など行うとして、国は①地方行革大綱の策定のための新たな指針をつくる②地方行革推進のための交付税の算定方法、地方債制度の見直し、地方独自の財源調達の検討を行うとしています。

以上のようにあらゆる面から地方行革の推進が要請されています。このような合理化の嵐の中で自治労は、自治体改革・政策制度闘争の推進を我々のめざす行財政改革の構想を提起しています。また九八・九九年度の運動方針のなかでも官と民による公共サービスの提供という考え方が主流となっています。四月の行革・政治方針ブロック会議でも提起された行革闘争のなかでも①政治政策委員会、②サービス評価市民委員会の設置が明記されていました。職場からの逆行革命一闘争ではなく、政府・独占資本のすすめる行財政改革、財政改革への政策対置路線で自治体労働者の生活と職場が守れるはずがないことは、連合運動の八年間が証明しています。

この政治政策委員会とサービス評価市民委員会の方針は自治総研の発案のようですが、政治情勢や国民や市民からの行政不信を巧みに利用した政策といえます。職場の現実はこのような政策を求めているのではなく、理不尽に増えつづけ、日夜をたがわす仕事を押しつけられ、残業の連続となっている職場実態をなんとかしてほしいと思っている組合員のメッセージに応える逆行革のたたかいを求めています。

ある下水道職場の青年労働者のことを女性の組合員が語っていました。「数ヶ月前に彼が結婚した。私の友人である彼の妻は『夫は毎晩午前に帰宅している。何のために結婚したかわからない』と愚痴を言っていました。こんな職場はおかしいと思いませんか」と訴えていました。

(つづく・新社会党兵庫県本部自治体労働者党员協議会)

## ◇ 読者からのおたより ◇

二〇周年おめでとう　社会通信二〇周年おめでとうございます。ほんとうにいろいろのことがあって、困難なことのみ多くて、そして今、記念すべき二〇周年を迎えるました。心からお祝い申し上げ、かつますます御発展あらんことを祈り上げまして乾杯！

（東京・向坂　ゆき）

編集部より　向坂先生、岩井さんとともに喜べないのが残念です。お祝いありがとうございます。

「総目次」送って　「社会通信二〇周年の集い」おめでとう。政治状況が不透明な今こそ「社会通信」の大しさを感じています。上京はできませんが、「総目次」ぜひ送付してください。新社会、社民のはざまでも何とか労働組合の方向性を見出したい。（広島・N）

編集部より　ひとえに読者のみなさんのご支援のおかげです。さらにがんばります。

護憲の組織づくり　ごぶさたしています。今、県内各都市に護憲の組織づくりをと努力中です。新ガイドラインも危険です。反安保・護憲の運動をこそと思うこの頃です。今年の原水禁大会でもそう思いました。そのためにも労働運動の階級的強化が急務です。資料を合わせ同封します。

編集部より　ある会議で奈良教組のH氏と久しぶりにお会いし、稻葉さんたちのご活躍、活動のごようすをうかがいました。時代が動くのはこれからです。

二日間ありがとうございました。何かと騒がしい兵庫ですが、しっかりと頑張って参りたい。（兵庫・M）

編集部より　静かな山里、ガキの頃の自然にユツタリしました。何よりも嬉しかったのはMさんたちの気迫とギンヤンマ。最近ではなかなか見られませんから。

大合同？　新社会党と社民党が大団結する時期がくるのでしょうか。私はそう願つております。もしそうなつたらへん困るといつている人もおります。民主へ行つた人たちですが。

（北海道旭川・S）

編集部より　同じような意見が散見されます。自民と共産では政治に緊張感が生まれないからでしょうか。

「通信」で学習会　八月より「社会通信を使って学習会をしよう」となり、これまで二回やりました。なかなか集まることが出来なかつたのですが、「通信」が集めてくれるようになりました。

（兵庫加美町・M）

国鉄闘争勝利こそ　国鉄闘争の勝利なくして日本労働運動に展望はないことが貴誌九月一日号を読んで、あらためて認識できました。ガンバレ国労。（都職労・N）

編集部より　私はその感をますます深くしています。だってこんなにがんばり、展望を切り開いている組合、支援・共闘組織は、世界労働運動史上にも例がありませんもの。これからもがんばれ　二〇周年おめでとう。この間、こういう運動誌の経営がたいへんなとき続けられたのは、運動と密着しひっぱつてこられたからだと思います。（京都・稻村）

仲間の拡大　情勢は我々に「有利」なはずなのに、厳しいものがあります。ここでふんばらなくてはとは思いますが、仲間の拡大はむずかしい状況です。

（横浜・Y）